

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>I 千葉県水道事業給水条例</p> <p>千葉県水道事業給水条例 (抄)</p> <p>昭和36年12月28日条例第46号</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>別表第2～第4 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>I 千葉県水道事業給水条例</p> <p>千葉県水道事業給水条例 (抄)</p> <p>昭和36年12月28日条例第46号</p> <p>改正平成14年12月20日条例第77号</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>別表第2～第4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(I-1-1) 改正日を削除。(抄)のため改正日は不要である。 ・(I-1-8) 附則を削除。(抄)のため附則は不要である。

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>II 千葉県水道局管理規程</p> <p>千葉県水道事業給水条例施行規程（抄）</p> <p>昭和46年11月 1日水道局管理規程第14号</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第1条～第29条（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程</p> <p>（略）</p>	<p>II 千葉県水道局管理規程</p> <p>千葉県水道事業給水条例施行規程（抄）</p> <p>昭和46年11月 1日水道局管理規程第14号</p> <p>改正平成14年12月27日水道局管理規程第13号</p> <p>第1条～第29条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 この管理規程の施行前に改正前の千葉県水道事業給水条例施行規程の規定により調製した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程</p> <p>（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（II-1-1） 改正日を削除。（抄）のため改正日は不要である。 ・（II-1-4） 附則を削除。（抄）のため附則は不要である。